

(総務委員会)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に併せて、必要な改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、秘書官について、一般職の職員の例により、広域異動手当を新設する。
- 二、この法律は、平成十九年四月一日から施行する。